

船舶事故調査報告書

令和3年10月6日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	浸水
発生日時	令和2年12月6日 06時35分ごろ
発生場所	長崎県西海市御床島南西方沖 御床島灯台から真方位242° 3.1海里付近 (概位 北緯32° 59.1′ 東経129° 28.9′)
事故の概要	遊漁船シグマは、航行中、機関室に浸水した。
事故調査の経過	令和2年12月8日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	遊漁船 シグマ、19トン
船舶番号、船舶所有者等	292-43001長崎、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	左舷船尾管軸封装置のホースニップルに亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1.0m、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、釣り客12人を乗せ、釣り場に向けて航行中、左舷機の回転数が急に低下した。</p> <p>船長が機関室を確認したところ、左舷船尾管軸封装置のホースニップル部分から冷却用海水が漏れ出して、機関室に浸水しているのを認め、118番通報を行ったのち、僚船に釣り客の救助を依頼した。</p> <p>本船の釣り客は、僚船に移乗して救助され、本船は、巡視艇に伴走されて自力で航行して出発地に戻った。</p> <p>本船の左舷船尾管軸封装置のホースニップルは、真鍮製で、本事故後、経年劣化によって腐食して亀裂が入っていたことが確認された。</p> <p>船長は、令和2年11月ごろ主機等の点検整備を実施していたが、不具合を認めていなかった。</p>
分析	本船は、左舷船尾管軸封装置のホースニップルの点検及び交換が定期的に行われていない状態で航行中、ホースニップルの経年劣化により腐食して亀裂が入ったことから、冷却用海水が漏れ出し、機関室が浸水したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、左舷船尾管軸封装置のホースニップルの点検及び交換が定期的に行われていない状態で航行中、ホースニップルの経年劣化により腐食して亀裂が入ったため、冷却用海水が漏れ出し、機関室が浸水したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・ 船尾管軸封装置のホースニップルは、定期的に検査を行い、適切な時期に交換すること。